

監査公表第13号

平成30年5月28日

周南市監査委員 中村研二

周南市監査委員 坂本心次

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

経済産業部

商工振興課、農林課、水産課、動物園

2 監査の範囲

平成29年4月（一部平成28年4月）から平成29年11月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成30年1月30日から平成30年4月18日まで

4 監査の結果に基づき措置を講じた内容

商工振興課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	補助金の返納について、納入通知書に納期限の記載がないものがあった。
	措置状況	今後は適正に記載します。

(2) 支出事務

ア	指摘事項	負担金の支出負担行為について、周南市職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。
	措置状況	同職務権限規程に基づく決裁をしました。

(3) 財産管理事務

ア	指摘事項	備品について、備品管理システムに未登載のものがあった。
	措置状況	備品管理システムに登載しました。

農林課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	分担金等について、納入通知書に納期限の記載がないものがあった。
	措置状況	今後は適正に記載します。

(2) 支出事務

ア	指摘事項	交付金の交付決定について、周南市職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。
	措置状況	同職務権限規程に基づく決裁をしました。

(3) 財産管理事務

ア	指摘事項	備品について、備品管理システムに未登載のものがあった。
	措置状況	備品管理システムに登載しました。

水産課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	補助金の交付申請について、周南市職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。
	措置状況	同職務権限規程に基づく決裁をしました。

(2) 契約事務

ア	指摘事項	廃棄物収集運搬処分等の委託について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する書面が作成されていないものがあった。
	措置状況	今後は適正な事務処理を行います。

(3) 財産管理事務

ア	指摘事項	行政財産目的外使用許可について、周南市職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。
	措置状況	同職務権限規程に基づく決裁をしました。

動物園

(1) 収入事務

ア	指摘事項	使用料等について、納入通知書に納期限の記載がないものがあった。
	措置状況	今後は適正な事務処理を行います。
イ	指摘事項	都市公園使用料について、算定に誤りのあるものがあった。
	措置状況	適正な算定による調定額との差額を徴収又は還付しました。

(2) 財産管理事務

ア	指摘事項	はがきについて、切手等受払簿に記載のないものがあった。
	措置状況	今後は適正な事務処理を行います。
イ	指摘事項	備品について、備品管理システムに未登載のものがあった。
	措置状況	備品管理システムに登載しました。